ながおか医療生活協同組合 ささぶえ倶楽部

くらし元気アップ事業 重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、長岡市要綱の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	ながおか医療生活協同組合	
主たる事務所の所在地	〒940-0042 長岡市前田1丁目6番7号	
代表者(職名・氏名)	理事長 羽賀 正人	
設立年月日	平成6年11月11日	
電話番号	0258-38-0813	

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ささぶえ倶楽部		
サービスの種類	くらし元気アップ事業		
事業所の所在地	〒940-0833 長岡市笹崎2丁目1番地15		
電話番号	0258-33-8111		
指定年月日・事業所番号	令和 3年 4月 1日指定 15A0200155		
実施単位・利用定員	1日1単位・週3回 定員20人		
通常の事業の実施地域	長岡市		

3. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅
	において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及
事業の目的	び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、
	介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的としま
	す。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その
	他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地

域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の 要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予 防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

くらし元気アップ事業は、事業者が設置する事業所(ささぶえ倶楽部)に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態を確認のうえ、身体機能の維持・向上をはかるための運動を中心とした介護予防を行い、生活活動を高めていくサービスです。

5. 営業日時

	月曜日から土曜日までの3営業日		
営業日	ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)年末年始及びお盆(運		
	営法人の定める日)を除きます。		
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで		
サービス	火曜日・木曜日:午前9時30分~午後12時45分まで(食事あり)		
提供時間	土曜日:午前9時30分~午前11時30分まで (食事なし)		

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (勤務の形態)
管理者	1人
従事者	2人以上
介護予防運動講師	1人以上

7. サービス提供の担当者

サービス提供の管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	センター長 江部 靖子
----------	-------------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、長岡市から交付される「介護保険負担割合証」により算出される額です。ただし、

介護保険給付等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) くらし元気アップ事業の利用料

【基本サービス費】

サービス所要時間	基本利用料	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
(1回あたり)	(1回あたり)	(自己負担1割) (自己負担2割)		(自己負担3割)
2時間以上3時間未満	2,600円	260円	5 2 0 円	7 8 0 円
3時間以上	3,410円	3 4 1 円	6 8 2 円	1,023円

- (注1) 上記の基本利用料は、長岡市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付等の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

(2) その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が
その他	適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な
	身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用当日の9時以降	食費 相当額

(注) 利用当日の9時までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援

センター(又は介護支援専門員)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市長寿はつらつ課	電話番号	0 2 5 8 - 3 9 - 2 2 6 8
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

